

6. 介護予防支援委託事業者の報告について



加賀市市民健康部介護福祉課

令和 6 年 7 月 11 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託状況について

加賀市では、利用者本位のサービス提供体制を構築する観点から、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託

委託ができる居宅介護支援事業者の要件

「中立性・公正性が担保され、受託する予防給付のケアマネジメント業務の円滑な遂行ができる能力のある事業者」として「地域包括支援センター運営協議会」の承認を得ること。

(加賀市における委託基準)

居宅介護支援業務又は介護予防支援業務に1年以上従事したケアマネジャーを有していること。

1. 市内介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託件数(令和5年度実績)

(延べ件数)

No.	事業所名	委託件数	(R4参考)
1	加賀中央居宅介護支援事業所	898	934
2	加賀福祉サービス ケアセンターえがお	667	754
3	たきの里居宅介護支援事業所	583	717
4	さわらび居宅介護支援事業所	537	549
5	加賀のぞみ園居宅介護支援事業所	397	392
6	居宅介護支援事業所 あんしん	387	446
7	居宅介護支援相談室 みつばち	614	658
8	加賀温泉ケアセンター居宅介護支援事業所	297	329
9	野の花	381	375
10	居宅介護支援事業所 朗 加賀	279	343
11	鈴 介護相談室	377	373
12	板谷医院居宅介護支援事業所	364	379
13	丘の上居宅介護支援事業所	74	124
合 計		5,855	6,373

2. 市外介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託件数(令和5年度実績)

(延べ件数)

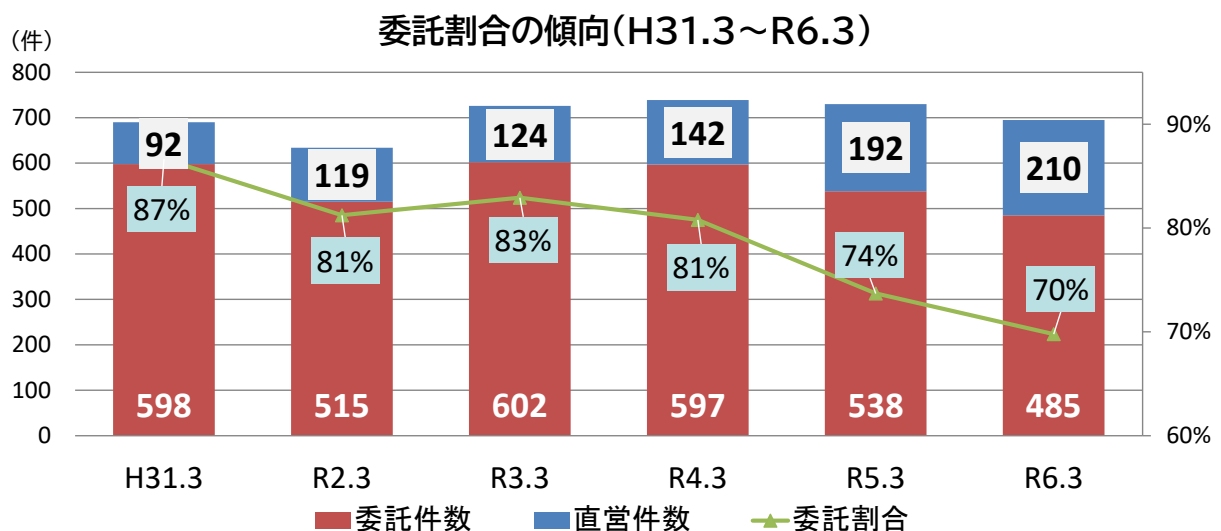
No.	事業所名	委託件数	(R4参考)
1	やたの居宅介護支援事業所 小松市矢田野町ミ30番地 法人名 社会福祉法人 共友会 委託期間 平成30年5月～	71	120
2	介護相談センターまめさ 小松市矢崎町ハ192番地1 法人名 合同会社 健 委託期間 令和3年4月20日～	350	273
合 計		421	393

※住所地特例者は住所地の地域包括支援センターで取り扱うことになっているため、上表には含まれません。

住所地特例制度とは・・・

住所地特例対象施設に入所又は入居し、その施設の所在地に住所を移した者については、例外として施設入居前の住所地の区市町村(保険者)が実施する介護保険の被保険者になる制度。

3. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託割合



※1カ月あたりの介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費(A・C)の請求件数の合計

参考:市内委託の居宅介護支援事業所ケアマネジャーの数の推移

(人)

H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
50	48	48	49	45	44

(受託体制報告書より)

居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

概要

【介護予防支援】

- **令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになる**ことから、以下の見直しを行う。
 - ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】【告示改正】
 - イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】
 - i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみの配置で事業を実施することを可能とする。
 - ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。
 - ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】

単位数・算定要件等

<現行>		<改定後>	
介護予防支援費	438単位	介護予防支援費（Ⅰ）	442単位 ※地域包括支援センターのみ
なし		介護予防支援費（Ⅱ）	472単位（新設） ※指定居宅介護支援事業者のみ
なし	▶	特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算（新設）	
		※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在	
なし	▶	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算（新設）	
		※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合	
なし	▶	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算（新設）	
		※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合	
		介護予防支援費（Ⅱ）のみ	

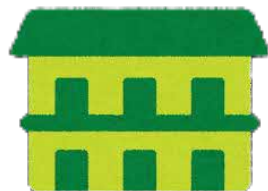
居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②

<現行>



指定 ↓

指定介護予防支援事業者
(地域包括支援センター)



委託も可 ↓

指定居宅介護支援事業者



- 【報酬】
- 介護予防支援費
 - 初回加算
 - 委託連携加算

- 【人員基準】
- 必要な数の担当職員
 - ・保健師
 - ・介護支援専門員
 - ・社会福祉士 等
 - 管理者

<改定後>



指定 ↓

指定介護予防支援事業者
(地域包括支援センター)



- 【報酬】
- 介護予防支援費 (Ⅰ)
 - 初回加算
 - 委託連携加算

- 【人員基準】
- 必要な数の担当職員
 - ・保健師
 - ・介護支援専門員
 - ・社会福祉士 等
 - 管理者

委託も可 ↓

指定居宅介護支援事業者



【新設】

情報提供 ↓

指定 ↓

指定介護予防支援事業者
(指定居宅介護支援事業者)



- 【報酬】
- 介護予防支援費 (Ⅱ)
 - 初回加算
 - 特別地域介護予防支援加算
 - 中山間地域等における小規模事業所加算
 - 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

- 【人員基準】
- 必要な数の介護支援専門員
 - 管理者は主任介護支援専門員 (居宅介護支援と兼務可)